

習志野市教育委員会会議録  
(平成24年第1回定例会)

- 1 期 日 平成24年1月25日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時55分
- 2 出席委員 委 員 長 星 野 龍  
委 員 澤 村 洋 子  
委 員 青 木 克 己  
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 教育総務部長 柴 崎 一 雄  
学校教育部長 押 田 俊 介  
生涯学習部長 藤 田 勉  
教育総務部参事 若 林 一 敏  
学校教育部参事 加 藤 清 一  
学校教育部参事 染 谷 昭 子  
学校教育部次長 江 口 和 夫  
生涯学習部次長 早 瀬 登 美 雄  
学校教育部副参事 鈴 木 博  
生涯学習部副技監 及 川 隆 志  
生涯学習部副参事 井 澤 元 行  
企画管理課長 飯 島 稔  
施設課長 江 口 浩 雄  
学校教育課長 小 熊 隆  
指導課長 長 安 誠  
総合教育センター所長 村 田 均  
社会教育課長 星 昌 幸  
青少年課長 浅野目 俊 紀  
青少年センター所長 大 野 博 之  
菊田公民館長 佐々木 とも代  
教育総務部主幹 松 本 健 志  
学校教育部主幹 江 川 陽 史  
学校教育部主幹 真 田 知 幸  
学校教育部主幹 小 林 伸 二  
学校教育部主幹 菊 池 美 枝 子  
学校教育部主幹 蓬 田 はるみ  
生涯学習部主幹 猪 股 昭 喜

#### 4 会議内容

委員長が

平成24年習志野市教育委員会第1回定例会の開会を宣言

委員長が

鈴木委員が所用により会議を欠席する旨を報告

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(4)及び議案第2号、5号、協議第1号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について、非公開の議案等を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成23年第12回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

#### 報告事項(1) 平成23年習志野市議会第4回定例会一般質問について

(企画管理課)

企画管理課長が

平成23年12月5日から12月12日に行われた平成23年習志野市議会第4回定例会一般質問(教育委員会分)について、13名の議員から19件の一般質問があった。その主なものを報告する。

「学校施設整備計画の見直し」については、従前、平成28年度完了予定の小中学校の耐震化を、2年前倒し平成26年度までに完了させることとした。この計画に基づき平成24年度は、谷津小学校、大久保東小学校、袖ヶ浦西小学校、第三中学校の耐震化工事を実施する予定とし、その他、津田沼小学校の全面建替工事及び東日本大震災により被災を受けた大久保小学校・体育館の補強工事、及び、快適な教育環境整備として谷津小学校のトイレの改善を図りたく予算協議を考えている、と答弁をしている。「第二中学校の体育館の建て替え」については、公共施設再生計画の策定作業において現状の施設状況を勘案し、建設に向けた課題等の検討を進めるとともに、本建替事業については最優先に取り組むべき施設として要望し協議をしていきたいと考えている、と答弁をしている。「屋敷幼稚園と菊田保育所の耐震補強工事の前倒し」については、子供たちが使用する施設であることから、早急な安全確保が必要であると判断し、平成26年度までに改修を完了する計画とし、屋敷幼稚園については、平成24年度に耐震補強設計、平成25年度に耐震補強工事を実施する計画である。また、菊田保育所については、当初平成25年度に計画していた耐震補強設計を平成24年度に、平成26年度に計画していた耐震補強工事を平成25年度に前倒して対応していきたい、と答弁をしている。

次に、「学校での防災教育」については、今回の東日本大震災でも明らかになったように自分の身は自分で守るといったことが、必要不可欠な教育の一つとなっており、津波対応

や、一次避難場所であるグラウンドの液状化の問題、登下校時の安全確保などの課題が浮き彫りになったとともに、小学校と中学校、小学校の低学年と高学年など、発達年齢に応じた防災教育を行う必要性がある。このようなことから、今後は、今回の大震災の経験を教訓にし、教育活動全体を通して、防災を含めた安全教育の充実を実施していく、と答弁している。「避難所施設の充実」については、平成23年7月7日に文部科学省で示された、今後の学校施設の整備方策の緊急提言の1つに、地域の拠点としての学校施設の機能の確保ということで学校施設の防災機能の向上、防災担当部局との連携、地域の拠点としての学校を活用するための計画・設計が掲げられている。この提言は、今回の震災を受けた上での貴重な提言だと認識しているが、教育施設に対する防災という観点での新たな機能の追加であることから、避難所施設の充実として、学校施設の防災機能について防災担当所管部署と協議を現在行っている、と答弁をした。「学校防災マニュアル」については、これまでも学校においては、学校安全計画及び防災計画を作成し、全職員で確認・共通理解を行い、児童生徒への指導や教育活動全体を通して行っている。東日本大震災以降、津波対応、一次避難場所としているグラウンドの液状化、保護者への引き渡しといった問題が特に浮き彫りになったことから、津波、グラウンドの液状化へ対応した訓練の実施や保護者が帰宅困難者となる状況もあったことから、全ての学校が、保護者が迎えに来るまで、学校で保護する考えを明確すると共に、保護者への周知を行い、非常災害時の「児童の引き渡し」を行うこととした、と答弁している。

次に、「学校施設の砂ぼこり対策」については、本市の各学校においては、グラウンドへの散水用として、校庭全体に水が撒けるように散水栓を設置しており、砂ぼこり対策として、通常、散水を実施している状況である。具体的に指摘のあった小学校の今後については、風の強さや空気の乾燥状況などの天候の情報に留意して、散水の回数を増やすなど、適宜、散水を実行するよう学校現場に周知徹底し、近隣住民の方々へ迷惑をかけないように対応していきたい、と答弁をした、と概要を説明

委員が

備蓄倉庫の鍵はどのように管理しているのか、と質問

施設課長が

学校、安全対策課、自主防災組織が鍵の管理をしている、と回答

委員が

備蓄倉庫の物資は何が、どのくらい備蓄されているのか、と質問

施設課長が

備蓄倉庫の所管は安全対策課であるので、後日、改めて回答すると、回答

委員が

学校の防砂対策は、どのような対応をしているのか、と質問

施設課長が

学校のグラウンドにスプリンクラーを設置し、散水をして対応をしている、と回答

委員が

散水のみでは対応が難しいのではないか、と質問

施設課長が

予算等の関係があるが、場合によっては、グラウンドの地盤改良を検討していかなくてはいけない、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（１）は了承された。

**報告事項（２） 教育委員会内相談窓口一元化に係る相談体制について**  
**（総合教育センター）**

総合教育センター所長が

生涯学習部青少年センター青少年相談等との一元化に向け、平成２３年習志野市議会第４回定例会にて、「習志野市教育機関の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を上程し承認された。これを受け、平成２４年４月１日より、教育委員会内に分散していた相談窓口を総合教育センター内に一元化し、発達、しつけ、不登校、学業、進路、青少年の悩みなど、すべての相談を受ける体制を整える。今後、市立園・学校や市内関係機関にパンフレットを配布するとともに、広報習志野や習志野市のホームページ等で周知を図る、と概要を報告

委員が

何名の教育相談員が常駐しているのか、と質問

総合教育センター所長が

教育全般に関する相談員は４名、特別支援・就学相談員は１名、青少年テレホン相談員は１名の体制である、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（２）は了承された。

**報告事項（３） 臨時代理の報告について**  
**（平成２３年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について） （企画管理課）**

企画管理課長が

習志野市茜浜を本拠地として活動しているオービックシーガルズが１月３日に開催された第６５回アメリカンフットボール日本選手権で優勝し、２連覇、通算５度目の日本一になるとともに、習志野市内の小学校でスポーツ教室を行うなど本市のスポーツ振興に大きく貢献していることから、習志野市教育委員会顕彰規程に基づき、表彰対象とした。また、教育委員会会議を招集するいとまがなかったため、習志野市教育委員会行政組織規則第４条第１項の規定により、教育長が臨時代理した、と概要を報告

委員長が質疑なしと認め、報告事項（３）は了承された。

**議案第 1 号 スポーツ基本法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について**  
(生涯スポーツ課)

生涯スポーツ課長が

議案第 1 号は、平成 23 年 8 月のスポーツ基本法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を制定するものである。主なものは、習志野市教育委員会行政組織規則の一部改正、習志野市体育指導委員をスポーツ推進委員に改める習志野市体育指導委員に関する規則の一部改正、習志野市市民スポーツ委員に関する規則の一部改正である、と概要を説明

委員が

体育指導委員とスポーツ推進委員の違いは何か、と質問

生涯スポーツ課長が

スポーツ振興法に基づき体育指導委員という名称を用いていたがスポーツ基本法の施行に伴いスポーツ推進委員と名称が変更した、と回答

委員が

スポーツ推進委員を定員 80 名以内とした根拠は何か、と質問

生涯スポーツ課長が

制定時は 16 小学校区に、5 名ずつの配置を目安に考えた、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第 1 号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第 3 号 習志野市教育基本計画の見直しについて** (企画管理課)

教育総務部主幹が

議案第 3 号は、平成 23 年習志野市教育委員会第 12 回定例会で、習志野市教育基本計画の見直しについて協議したことに基づいて、今回議案として提出するものである。

習志野市基本構想及びそれに基づく習志野市前期基本計画が社会・経済情勢の大きな変化、東日本大震災による被害、被害の復旧復興にかかる多額の費用、厳しい財政状況、将来に対する不安感、習志野市の将来像を示す必要性により、1 年前倒して、平成 26 年度より実施することになった。習志野市教育基本計画についても、市の計画と整合性を保つために、現行の計画を見直した上で、次期計画の策定に着手するものである、と概要を説明。

委員が

通常より、計画を 1 年前倒するということが、策定は間に合うのか、と質問

教育総務部主幹が

平成 26 年度より習志野市教育基本計画が実施できるよう策定を間に合わせる、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第3号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### 議案第4号 習志野市学校運営協議会を置く学校の指定について

(指導課)

指導課長が

習志野市学校運営協議会を置く学校である秋津小学校が、平成24年3月31日をもって3年間の市の指定が終了するため、平成24年4月1日以降も引き続き、3年間の継続指定を提案するものである。なお、秋津小学校より、4回目の指定を希望したい旨の上申書が教育委員会に提出されている、と概要を説明。

委員が

どのような経緯で、秋津小学校が指定されたのか、と質問

指導課長が

地方教育行政組織及び運営に関する法律の第3節47条の5に学区運営協議会についての条文がある。秋津小学校では、地域のパートナー会議や地域の活動が盛んに行われていることから、文部科学省より秋津小学校を研究の指定を受け、千葉県と習志野市で指定を受けたという経緯である、と回答

委員が

習志野市学校運営協議会規則に、委員は、特別職の地方公務員の身分を有するとあるが、特別職の地方公務員とはどのようなことか、と質問

指導課長が

習志野市特別職の身分を有することになり、守秘義務等の制約がある、と回答

委員が

新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究に、学校の独自性を生かした柔軟な教育課程の編成とあるが、どのようなものがあげられているのか、と質問

指導課長が

秋津小学校のピオトープを通じて地域や教職員、児童・生徒が会議等を持ちながら関わり合いを持って取り組んでいる、と回答

委員が

秋津小学校の教科時数は他の小学校と違うのか、と質問

指導課長が

文部科学省が作成した学習指導要領に準じて教育課程を編成するので、教科の時数等は同じである、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第4号は全員賛成で原案どおり可決さ

れた。

協議第 2 号 次回教育委員会の期日について協議し、平成 24 年 2 月 21 日（火）午後 3 時に決定された。

＜報告事項（4）及び議案第 2 号、5 号、協議第 1 号は非公開＞

**議案第 2 号 習志野市教育委員会行政規則の一部を改正する規則の制定について**  
(企画管理課)

企画管理課長が  
習志野市教育委員会行政規則の一部を改正する規則の制定について概要を説明

採決の結果、議案第 2 号は原案どおり可決された。

**議案第 5 号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定**  
について (社会教育課)

社会教育課長が  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正に伴い、公民館運営審議会の規程を改正するものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第 5 号は全員賛成で原案どおり可決された。

**協議第 1 号 平成 24 年度教育行政方針（案）について** (企画管理課)

教育総務部主幹が  
習志野市教育基本計画では、「生き生きと未来を拓く、豊かな人間性を育む習志野のひとづくり」を基本目標とし、この「基本目標」実現のため、生涯学習を学校教育、学社連携、社会教育、学習環境の整備の 4 つを視点と捉え、各々の大目標として、「生きる力」を育む文武両道の学校教育の充実、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の推進、人生を豊かにする生涯学習の推進、習志野教育を推進する学習環境の整備の 4 つの政策を定めている。さらに、この政策の具現化を図るための 14 の施策を定めている。この部分は、習志野市教育基本計画に基づくもので修正はありません。14 の施策のもとで重点的に取り組む具体的な施策・事業は、平成 23 年度の課題や平成 24 年度予算との関連を踏まえ、平成 24 年度に変更点がある。

主なものは、はじめに、学校教育の充実については、学校教育活動に関する評価を活用

した園計画の改善など地域に根ざした幼稚園・こども園運営の推進と変更した。

重点施策2では、「確かな学力」の充実・向上確立を図る小中学校教育の推進と変更した。この具体的な施策・事業に関して、指導と評価の一体化を図り、一人ひとりの学力と学習意欲を高めるを新設した。このことについては、これまでも、様々な場面で必要性を啓発したが、新学習指導要領に基づく事業の展開においても、重要性に変わりがないことから、改めて明治して、各校に対して、教育委員会として指導していこうとするものである。

小学校外国語活動（英語）推進のための英語指導助手4名配置を削除した。理由としては、小学校では平成23年度より、新学習指導要領が完全実施となり、英語指導助手4名配置による小学校外国語活動が既に軌道に乗ったため、平成24年度は重点としないものとした。

障がいののある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育の推進と変更した。これは、平成23年度11月に、本市保健福祉部により、害という漢字に否定的なイメージがあることから、市の公文書で「がい」とひらがな表記する旨の指針が出されたので、その指針に対応するものである。

情報機器そのもの使い方について、子ども達はかなり習熟した。そこで、高度情報通信ネットワーク社会が進展していく中で、今後子どもたちに必要とされる、コンピュータやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できる力を育成しようとするのである。

なお、本日の協議内容をふまえ、教育委員会事務局において最終校正を行い、2月22日開催予定の平成24年習志野市教育委員会第2回定例会に、議案として提出する予定であると、概要を説明

委員が

障がいの「がい」を平仮名表記にするということだが、市の方針であるのか、と質問

教育総務部主幹が

「がい」を平仮名で表記することによってイメージを変え、誰もが住みやすい社会にしていくという取り組みの一環である、と回答

委員が

市内の学校で福祉学習を実施している例はあるのか、と質問

指導課長が

七中学区で、給食配膳サービスなど福祉施設と連携をした取り組みをしている、と回答

委員が

小中学校で定期的に行われている総合学習かまたは、福祉施設がある地域の学区のみで行われているのか、と質問

指導課長が

各学校の主体的な取り組みで行っている。福祉指定校の七中学区以外でも福祉教育を行っている、と回答

委員が

各学校の主体的な取り組みということだが、習志野市の教育行政方針であるので、全学



校で取り組めるようにしてほしい、と要望

学校教育部次長が

市の教育行政方針なので、全学校で取り組めるようにしていきたい、と回答

委員が

「中学校保健体育における武道の男女必修化の円滑な実施」を新学習指導要領の円滑な実施の中に入れた意味は何か、と質問

指導課長が

平成24年度から完全実施となる指導要領の内容であり、特に重点的に取り組んでいきたい最重要項目として挙げている、と回答

委員が

新旧対象表が赤と青で色分けされており非常に分かりやすい、と発言

委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

**報告事項（4） 臨時代理の報告について**  
**（習志野市立小学校の教頭の人事異動について）** **（学校教育課）**

学校教育課長が

習志野市立小学校の教頭の人事異動について説明し、教育長が臨時代理した旨を報告

報告事項（4）は了承された。

委員長が

平成24年習志野市教育委員会第1回定例会の閉会を宣言